

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年7月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900623号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000012号

第1 結論

昭和57年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月及び同年8月

昭和57年6月末にA社を退職し、同年7月又は同年8月に、B県C市役所又はD社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、同年9月に再就職するまでに2か月分の国民年金保険料を納付したと記憶しているが、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年7月又は同年8月にC市役所又はD社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は第3号被保険者となった平成9年4月1日と記録されていることから、同日より前の期間である請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者から請求期間に係る国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900650号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000013号

第1 結論

平成4年*月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年*月から同年3月まで

請求期間について、母が私に代わって国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。当時、学生であったが、「二十歳になったら国民年金」というキャッチコピーで、テレビやポスター等で周知されていたため、両親も私も二十歳になったら国民年金保険料を納付することが義務だと認識していた。

就職した後、家計に生活費を入れる際に、請求期間に係る国民年金保険料を上乗せして渡したと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時、二十歳になったら国民年金保険料を納付することが義務だと認識しており、母が私に代わって国民年金の加入手続をし、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれたとしている。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号の前後は、平成3年度に二十歳に到達する者が生年月日順に連続して払い出されている上、当時、A市において、職権適用により国民年金に加入させる取扱いがされていたことを踏まえると、請求者の記号番号は、職権による一括処理により付番されたことがうかがえる。

また、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い、当該保険料を納付したとされる請求者の母は、加入手続を行った場所、保険料納付等に関する記憶は明確でなく、当時の具体的な手続及び納付状況を確認することができない。

さらに、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は、国民年金法の時効に関する規定により2年とされていることから、請求期間に係る国民年金保険料は、請求者が厚生年金保険被保険者となった以降も納付することが可能であったが、請求者及び請求者の母から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付した旨の陳述はない。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900676号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000038号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年7月から同年11月までは、18万円を22万円とする。

平成16年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者が請求期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、同社が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900609号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から平成2年6月30日まで

B市C区(当時)に所在したA社(美容室)において、昭和55年4月1日から平成2年6月30日までの期間に、美容師として勤務したが、年金記録では、同事業所における請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

しかし、A社では、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時(昭和59年)の住宅地図において、請求者が記憶する地域に「A社」の記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同事業所の事業主は、「請求者がA社に勤務していたか否かは不明である。請求期間当時、A社に勤務する従業員は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答していることから、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、昭和61年3月以前の厚生年金保険法において、美容業等のサービス業種の事業所は、従業員の数にかかわらず法人又は個人事業所のいずれであっても強制適用の対象ではなかったことから、A社は、請求期間のうち、同年3月以前の期間について、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、前述の事業主は、「A社の従業員は、各自で国民健康保険に加入していた。」旨回答しているところ、D市の回答によると、請求者は、請求期間のうち、昭和60年4月1日以降の期間について、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900610号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000014号

第1 結論

昭和55年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和62年3月まで

請求期間において、美容室(A社)に勤務し、当該事業所の給与から国民年金保険料が控除されていたと思う。

しかし、年金記録では、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっており、当該記録には納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、当時勤務していた美容室の給与から控除されていたことから、当該期間の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、平成元年10月26日にB県C市において払い出されており、請求者の前後の記号番号に係る国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は平成元年8月から同年10月までの間に行われたと推認できることから、当該加入手続時点において、請求者は、国民年金法の時効に関する規定により、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対し別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者が勤務したとする美容室の事業主は、「請求期間当時、従業員の給与から国民年金保険料を控除しておらず、従業員に代わって国民年金保険料を納付していない。」旨回答している。

このほか、請求者及び前述の事業主が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900654号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000015号

第1 結論

昭和55年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和59年3月まで

私は、昭和58年1月頃にA県B郡C町から同県B郡D町(現在は、D市)に転入の届出を行った際、同町役場において、併せて国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、私が20歳になったときからの未納分全ての国民年金保険料の納付書が、D町役場から自宅に届いたので、昭和58年3月頃に妻が同町役場に設けられた出納窓口において、当該納付書に現金を添えて一括納付し、同年4月以降の国民年金保険料は、後日、同町役場から郵送されてきた納付書により分割で納付した。

しかし、年金記録によると、請求期間が保険料未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続が行われた場合には、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和59年10月16日にD町において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和59年9月又は同年10月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間は保険料未納期間であるところ、前述の加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に未加入である上、当該加入手続時期(昭和59年9月又は同年10月頃)において、請求者又は請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な期間は昭和57年7月から昭和59年3月までとなり、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)として取り扱われることとなるが、D市の担当者は、当時、D町役場において過年度保険料を預かることはなく、被保険者から過年度保険料の納付の申出があった場合、庁舎外の歳入代理店を案内していた旨陳述している。

さらに、請求者又は請求者の妻が、請求者の昭和57年6月以前の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

加えて、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、請求期間のうち、請求者が20歳になったときからの未納分全ての国民年金保険料を昭和58年3月頃に一括で納付した旨主張しているところ、同時期において納付することが可能な保険料は、昭和56年1月以降の期間に係る保険料である上、昭和55年12月以前の期間に係る保険料は、国民年金法の時効に関する規定により、制度上、納付することができないことから、請求者の妻が主張する納付

方法とも符合しない。

このほか、請求者及び請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900647号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000016号

第1 結論

昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和54年3月まで

私は、請求期間当時、大学生だったが、母から私の将来のために国民年金に加入しておいたと聞いていることから、母は私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、大学在学中の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

また、私自身も、母が自宅の玄関先に来た女性の集金人に対して、国民年金保険料を納付しているところを何度も見たことがある。

しかし、年金記録を見ると、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳のときに、母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の母は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の母は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はない上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。